



栃木県公報

平成27年
3月13日(金)
号外
第9号

目次

条 例

○地方独立行政法人栃木県立がんセンター評価委員会条例の制定	7
○独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理	8
○職員の退職手当に関する条例の一部改正	9
○栃木県行政手続条例の一部改正	10
○栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	11
○栃木県手数料条例の一部改正	12
○栃木県県税条例の一部改正	16
○とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例の一部改正	17
○水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部改正	18
○栃木県生活環境の保全等に関する条例及び栃木県手数料条例の一部改正	19
○栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部改正	20
○栃木県看護職員修学資金貸与条例の一部改正	21
○軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正	21
○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正	46
○指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正	49
○食品衛生法施行条例の一部改正	51
○栃木県農漁業災害対策特別措置条例の一部改正	54
○栃木県流域下水道条例の一部改正	55
○教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部改正	56
○学校職員定数条例の一部改正	58
○栃木県地方警察職員定数条例の一部改正	58
○栃木県暴力団排除条例の一部改正	58
○栃木県警察関係手数料条例の一部改正	59
○栃木県風土記の丘資料館条例の廃止	61
○栃木県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部改正	61
○栃木県安心こども基金条例の一部改正	62
○栃木県議会委員会条例の一部改正	62
○栃木県議会情報公開条例の一部改正	62

本号で公布された条例のあらまし

◇地方独立行政法人栃木県立がんセンター評価委員会条例の制定（栃木県条例第1号）

1 設置（第1条関係）

地方独立行政法人法第11条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人栃木県立がんセンター評価委員会（以下「委員会」という。）を置くこととしました。

2 組織（第2条関係）

(1) 委員会は、委員7人以内で組織し、委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命することとしました。

(2) 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとし、臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命することとしました。

3 委員長及び副委員長（第4条関係）

委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任することとしました。

4 会議（第5条関係）

(1) 委員会の会議は、委員長が招集することとしました。

(2) 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないこととしました。

(3) 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによることとしました。

5 その他

委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとしました。

6 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理（栃木県条例第2号）

1 独立行政法人通則法の一部改正に伴い、次の条例について所要の規定の整備をすることとしました。

(1) 職員の退職手当に関する条例（附則第29項関係）

(2) 栃木県情報公開条例（第7条関係）

(3) 栃木県個人情報保護条例（第15条関係）

2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

◇職員の退職手当に関する条例の一部改正（栃木県条例第3号）

国家公務員退職手当法の改正に鑑み、次のとおり改正することとしました。

1 第1号区分から第7号区分までの調整月額を改定することとしました。

2 第7号区分について、勤続期間が24年以下の退職者に対しても調整額を支給することとしました。（以上第5条の9関係）

3 所要の規定の整備をすることとしました。

4 この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県行政手続条例の一部改正（栃木県条例第4号）

1 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないこととしました。（第33条関係）

2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができることとしました。（第35条関係）

3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと料するときは、当該処分又は行政指導をする権限を有する行政庁又は県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができることとしました。（第37条関係）

4 施行期日等

(1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

(2) 栃木県県税条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

◇栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正（栃木県条例第5号）

1 児童福祉法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（別表第1及び別表第2関係）

2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県手数料条例の一部改正（栃木県条例第6号）

1 土壌汚染対策法の一部改正に伴い、指定調査機関の指定申請手数料及び指定更新申請手数料を新設することとしました。

2 食品衛生法等の一部改正に伴い、食品衛生管理者養成施設、食品衛生管理者養成講習会及び食品衛生監視員養成施設の登録申請手数料を新設することとしました。

3 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正に伴い、食鳥処理衛生管理者養成施設及び食鳥処理衛生管理者養成講習会の登録申請手数料を新設することとしました。

4 建築基準法施行令の一部改正に伴い、既存不適格建築物の移転に係る認定申請手数料を新設することとし

ました。

- 5 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正に伴い、要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例の許可申請手数料を新設することとしました。
- 6 宅地建物取引業法施行規則の一部改正に伴い、宅地建物取引士証の再交付手数料を新設することとしました。
- 7 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料について、当該計画に基づく住宅に係る住宅性能評価書の写しの添付があった場合における額を引き下げることとしました。
- 8 所要の規定の整備をすることとしました。(以上別表第1及び別表第2関係)
- 9 施行期日等

(1) この条例は、一部を除き、平成27年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県県税条例の一部改正(栃木県条例第7号)

- 1 社会福祉法人を設立しようとする者が当該社会福祉法人の設置する保育所の用に供するための不動産を取得し、当該不動産をその取得の日から1年以内に当該社会福祉法人に譲渡したときにおける当該社会福祉法人を設立しようとする者による当該不動産の取得について、不動産取得税を減免することができることとしました。
- 2 学校法人又は社会福祉法人(以下「学校法人等」という。)を設立しようとする者が当該学校法人等の設置する幼保連携型認定こども園の用に供するための不動産を取得し、当該不動産をその取得の日から1年以内に当該学校法人等に譲渡したときにおける当該学校法人等を設立しようとする者による当該不動産の取得について、不動産取得税を減免することができることとしました。(以上第86条関係)
- 3 幼保連携型認定こども園を設置する者が所有し、専ら児童の輸送の用に供する自動車について、自動車税の課税を免除することとしました。(第105条関係)
- 4 施行期日等

(1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例の一部改正(栃木県条例第8号)

- 1 売春防止法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(第1条の2関係)
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

◇水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部改正(栃木県条例第9号)

- 1 平成10年6月17日以後の水質汚濁防止法施行令(以下「政令」という。)の一部改正により新たに追加された次の特定施設を設置する事業場について県の上乗せ排水基準を設定するとともに、平成27年4月1日以後の政令の改正により新たに追加される特定施設を設置する事業場についても県の上乗せ排水基準を設定することとしました。
 - (1) 政令別表第1第71号の4口に掲げる特定施設(廃ポリ塩化ビフェニル等の焼却施設等)
 - (2) ジクロロメタンによる洗浄施設又はジクロロメタンの蒸留施設
 - (3) 石炭を燃料とする火力発電施設に係る特定施設
 - (4) 界面活性剤製造業に係る特定施設又はエチレンオキサイド若しくは1, 4-ジオキサンの混合施設
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。(以上附則別表及び別表関係)
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。
 - (2) この条例の施行の際現に新たに追加された特定施設のみを設置している事業場については、この条例の施行の日から起算して6月間は、改正後の規定を適用しないこととしました。

◇栃木県生活環境の保全等に関する条例及び栃木県手数料条例の一部改正(栃木県条例第10号)

- 1 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(栃木県生活環境の保全等に関する条例第54条及び第55条並びに栃木県手数料条例別表第1関係)
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部改正(栃木県条例第11号)

- 1 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(第2条関係)
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県看護職員修学資金貸与条例の一部改正(栃木県条例第12号)

- 1 保健師助産師看護師法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(第2条関係)
 - 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。
- ◇軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正(栃木県条例第13号)
- 介護保険法等の一部改正に伴い、介護予防サービスのうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行すること等のため、次のとおり改正することとしました。
- 1 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例関係
所要の規定の整備をすることとしました。
 - 2 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例関係
 - (1) 指定訪問介護事業者が第1号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と第1号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合における当該事業所の人員に関する基準及び設備に関する基準の特例を設けることとしました。(第6条及び第8条関係)
 - (2) 指定訪問リハビリテーション事業者及び指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、当該利用者に対し適切なサービスを提供するものとする事としました。(第85条及び第140条関係)
 - (3) 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受けている場合における訪問リハビリテーション計画の作成及び指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受けている場合における通所リハビリテーション計画の作成に係る特例を設けることとしました。(第86条及び第141条関係)
 - (4) 指定通所介護事業者が第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合における当該事業所の人員に関する基準及び設備に関する基準の特例を設けることとしました。(第100条及び第102条関係)
 - (5) 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供するときは、当該サービスの内容を、当該サービスの提供の開始前に、知事に届け出るものとする事としました。(第102条関係)
 - (6) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の状況及びその家族等の事情により、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、当該事業所の利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする事としました。(第165条関係)
 - (7) 養護老人ホームについて、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業として行うものに限らず、指定特定施設入居者生活介護の事業を行うことができるものとする事としました。(第217条関係)
 - (8) 所要の規定の整備をすることとしました。
 - 3 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例関係
 - (1) 介護予防訪問介護の事業の人員、設備、運営等に関する基準に係る規定を削除することとしました。(第5条～第47条関係)
 - (2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受けている場合における介護予防訪問リハビリテーション計画の作成及び指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受けている場合における介護予防通所リハビリテーション計画の作成に係る特例を設けることとしました。(第87条及び第126条関係)
 - (3) 介護予防通所介護の事業の人員、設備、運営等に関する基準に係る規定を削除することとしました。(第97条～第116条関係)
 - (4) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の状況又はその家族等の事情により、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、当該事業所の利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする事としました。(第140条関係)
 - (5) 所要の規定の整備をすることとしました。
 - 4 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係
所要の規定の整備をすることとしました。

5 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例関係

- (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等の提出を求めることとすることとしました。
- (2) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員等により構成される会議から介護保険法第115条の48第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならないこととすることとしました。（以上第16条関係）

6 施行期日等

- (1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正（栃木県条例第14号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

- 1 指定小規模多機能型居宅介護事業者に加え、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者についても、生活介護及び短期入所を提供することができることとしました。（第98条及び第112条関係）
- 2 病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業に係る特例を設けることとしました。（附則第2条～第7条関係）
- 3 指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例の適用期限について、平成30年3月31日まで延長することとしました。（附則第10条関係）
- 4 所要の規定の整備をすることとしました。
- 5 この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

◇指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正（栃木県条例第15号）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

- 1 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターに限る。）は、障害児及びその家庭からの相談に加え、当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならないこととしました。（第52条関係）
- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者に加え、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者についても、児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供することができることとしました。（第61条の2及び第81条関係）
- 3 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数並びに利用定員を定めることとしました。（第73条及び第76条関係）
- 4 所要の規定の整備をすることとしました。
- 5 この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

◇食品衛生法施行条例の一部改正（栃木県条例第16号）

食品の安全性の一層の向上を図るため、公衆衛生上講ずべき措置の基準について、次のとおり改正することとしました。

- 1 施設においておう吐した者がいるときは、汚染されたおそれのある箇所を直ちに殺菌剤等を用いて適切に消毒しなければならない旨の規定を追加することとしました。
- 2 食品等の取扱いについて、危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。）を用いて衛生管理を行う場合の基準を定め、当該基準又は現行の基準のいずれかを遵守しなければならないこととしました。
- 3 食品等の取扱いについて、現行の基準に、製造し、又は加工した食品等のうち、成分規格の定めのある食品等又は使用基準の定めのある添加物を使用した食品以外のものについて安全性を確保するために必要な検査を定期的に行うよう努め、当該検査結果の記録及びその保存に努めなければならない旨の規定を追加することとしました。
- 4 異味又は異臭の発生、異物の混入その他の事由に関する消費者からの苦情であって、健康被害につながるおそれが否定できないものについての情報を得たときは知事に報告しなければならない旨の規定を追加することとしました。
- 5 従事者は、使い捨て手袋を使用するときは、適切な頻度で交換しなければならない旨の規定を追加することとしました。

6 所要の規定の整備をすることとしました。(以上別表第1関係)

7 この条例は、一部を除き、平成27年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県農漁業災害対策特別措置条例の一部改正(栃木県条例第17号)

1 災害の定義にきこの類の被害を、農業者の定義にきこの類の栽培の業務を営む者を、それぞれ追加することとしました。(第2条関係)

2 指定災害の指定に係る基準を規則で定めることとしました。(第3条関係)

3 生産を維持増進する助成措置に、農作物育成管理用施設その他の農作物等の生産の用に供する施設の撤去作業についての助成を追加することとしました。(第5条関係)

4 所要の規定の整備をすることとしました。

5 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県流域下水道条例の一部改正(栃木県条例第18号)

1 渡良瀬川上流流域下水道を廃止するため、所要の規定の整備をすることとしました。(第2条関係)

2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

◇教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部改正(栃木県条例第19号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が常勤の特別職とされること等に伴い、次のとおり改正することとしました。

1 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例関係

(1) 題名を教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例に改めることとしました。(題名関係)

(2) 教育長は、次のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができることとしました。(第10条関係)

ア 研修を受ける場合

イ 厚生に関する計画の実施に参加する場合

ウ ア及びイに規定する場合を除くほか、教育委員会が定める場合

(3) 所要の規定の整備をすることとしました。

2 職員の退職手当に関する条例、栃木県教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例及び栃木県教育委員会委員の定数に関する条例関係

所要の規定の整備をすることとしました。

3 施行期日等

(1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

(3) 知事等の給与の特例に関する条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

◇学校職員定数条例の一部改正(栃木県条例第20号)

1 学校職員の定数を次のとおりとすることとしました。(第3条関係)

(1) 県立学校職員 5,154人

(2) 市町村立学校職員 11,665人

2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県地方警察職員定数条例の一部改正(栃木県条例第21号)

1 栃木県地方警察職員のうち警察官の定数を改定するため、所要の規定の整備をすることとしました。(第2条関係)

2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県暴力団排除条例の一部改正(栃木県条例第22号)

1 少年院法及び少年鑑別所法の制定に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(第12条関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、少年院法の施行の日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県警察関係手数料条例の一部改正(栃木県条例第23号)

1 運転免許試験手数料等の額を改定することとしました。

2 自転車運転者講習の講習手数料を新設することとしました。(以上第8条関係)

3 施行期日等

(1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。ただし、2は、同年6月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇**栃木県風土記の丘資料館条例の廃止**（栃木県条例第24号）

1 栃木県立しもつけ風土記の丘資料館及び栃木県立なす風土記の丘資料館を廃止するため、栃木県風土記の丘資料館条例を廃止することとしました。

2 施行期日等

(1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

(2) 障害者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

◇**栃木県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部改正**（栃木県条例第25号）

1 地域における自殺対策を緊急に強化する事業について、引き続き平成27年度まで実施するため、所要の規定の整備をすることとしました。（附則第2項関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇**栃木県安心こども基金条例の一部改正**（栃木県条例第26号）

1 保育所の計画的な整備等を促進し、安心して子育てができる環境の整備を図る事業について、引き続き平成31年度まで実施するため、所要の規定の整備をすることとしました。（第1条及び附則第2項関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇**栃木県議会委員会条例の一部改正**（栃木県条例第27号）

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（第18条関係）

2 施行期日等

(1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇**栃木県議会情報公開条例の一部改正**（栃木県条例第28号）

1 独立行政法人通則法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（第7条関係）

2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

条 例

地方独立行政法人栃木県立がんセンター評価委員会条例をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第一号

地方独立行政法人栃木県立がんセンター評価委員会条例

(設置)

第一条 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十一条第一項の規定に基づき、

地方独立行政法人栃木県立がんセンター評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第二条 委員会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期等)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第四条 委員会に、委員長及び副委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第六条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(医療政策課)

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二十九項中「第六十三条第二項」を「第五十条の十第二項」に改める。

(栃木県情報公開条例の一部改正)

第二条 栃木県情報公開条例(平成十一年栃木県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号八中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行

政執行法人」に改める。

(栃木県個人情報保護条例の一部改正)

第三条 栃木県個人情報保護条例(平成十三年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二号八中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(文書学事課)

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第三号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第五条の九第一項第一号中「五万円」を「六万五千元」に改め、同項第二号中「四万五千八百五十円」を「五万九千五百五十円」に改め、同項第三号中「四万七千七百円」を「五万四千五百五十円」に改め、同項第四号中「三万三千三百五十円」を「四万三千三百五十円」に改め、同項第五号中「二万五千元」を「三万二千五百円」に改め、同項第六号中「二万八百五十円」を「二万七千円」に改め、同項第七号中「一万六千七百円」を「二万七千七百円」に改め、同条第四項第一号を削り、同項第二号中「退職した者」の下に「(第五号に掲げる者を除く。次号において同じ。)」を加え、「前号」を「第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同項中第三号を第二号とし、同項第四号中「第一号」を「第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第九条第五項第二号中「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

第十条の二第九項第四号中「除く」の下に「。第十一項第二号において同じ」を加え、同条第十一項第二号中「(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)」を削る。

第十二条第二項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第二十三項中「附則第二条第一項」を「附則第二条」に改める。

附則第二十七項中「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条第一項」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条」に、「附則第二十五条」を「附則第十一条」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(人事課)

栃木県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第四号

栃木県行政手続条例の一部を改正する条例

栃木県行政手続条例（平成七年栃木県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第三十六条」に、「第五章 届出（第三十六条）」を「第五章 届出（第三十六条）」を「第六章 届出（第三十六条）」に改める。

処分等の求め（第三十七条）

届出（第三十八条）」に改める。

第二条第三号中「及び第三十二条」を「第三十二条及び第三十三条第二項」に改め、同条第五号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第三条中「第四章」を「第五章」に改め、同条第九号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第十号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第三十二条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- 二 前号の条項に規定する要件
- 三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第三十六条の見出しを削り、同条を第三十八条とする。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 処分等の求め

第三十七条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 法令に違反する事実の内容

三 当該処分又は行政指導の内容

四 当該処分の根拠となる条例等の条項又は当該行政指導の根拠となる法律若しくは条例の条項

五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

六 その他参考となる事項

3 当該行政庁又は県の機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第四章中第三十五条を第三十六条とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第三十五条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該行政指導の内容

三 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

四 前号の条項に規定する要件

五 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

六 その他参考となる事項

3 当該県の機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

附 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 栃木県県税条例（平成十七年栃木県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「第三十三条第三項」を「第三十三条第四項」に、「第三十三条第二項」を「第三十三条第三項」に改める。

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第五号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年栃木県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十三の項中「第七号」を「第六号」に、「第九号」を「第八号」に、「第二号及び第六号」を「及び第二号」に改め、第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同表二十一の項第五号を次のように改める。

(五) 法第四十六条第五項の規定による届出の受理

別表第一の二十一の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表三十五の二の項中「栃木市、鹿沼市、」を削る。

別表第二の五の項第十号及び第十一号中「（法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削り、同項第十三号及び第十六号中「（これらの規定が法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削り、同項第十八号及び第二十号中「（法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削り、同表六の項第二号中「第一条、第一条の三第二項」を「第一条の二、第一条の四第二項」に改め、同表三十の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号から第十五号までを二号ずつ繰り上げ、第十六号から第二十三号までを削り、同項第二十四号中「（第八号の許可に係るものを除く。）」を削り、同号を同項第十四号とし、同項第二十五号を削り、同項第二十六号中「（第八号の許可に係るものを除く。）」を削り、同号を同項第十五号とし、同項第二十七号を削り、同項第二十八号中「（第八号の許可に係るものを除く。）」を削り、同号を同項第十六号とし、同項第二十九号を削り、同項第三十号中「（第八号の許可に係るものを除く。）」を削り、同号を同項第十七号とし、同項中第三十一号を削り、第三十二号を第十八号とする。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(行政改革推進室)

栃木県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第六号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

栃木県手数料条例（昭和三十二年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の四の項の次に次のように加える。

三十三の五 土壤汚染対策法第二十九	三万九百円
-------------------	-------

条の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査	
三十三の六 土壌汚染対策法第三十二条第一項の規定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査	二万四千八百円

別表第一の五十六の項中「(昭和二十二年法律第二百三十三号)」及び「(昭和二十八年政令第二百二十九号)」を削り、同項を同表五十六の三の項とし、同表五十五の五の項の次に次のように加える。

五十六 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四十八条第六項第三号又は食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第九条第一項第一号の規定に基づく養成施設の登録の申請に対する審査	申請一件につき(食品衛生管理者の養成施設の登録の申請と食品衛生監視員の養成施設の登録の申請とが同時に行われる場合にあつては、当該二件の申請につき) 十五万円
五十六の二 食品衛生法第四十八条第六項第四号の規定に基づく講習会の登録の申請に対する審査	九万円

別表第一の百六十五の項を次のように改める。

百六十五 削除	
---------	--

別表第一の二百十二の項の次に次のように加える。

二百十二の二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第三号の規定に基づく養成施設の登録の申請に対する審査	十五万円
二百十二の三 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第四号の規定に基づく講習会の登録の申請に対する審査	九万円

別表第一の四百二十二の項の下欄の1を次のように改める。

- 1 建築物に関する確認の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - イ 床面積(建築物を建築する場合(確認を受けた建築物の計画を変更する場合及び移転

する場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積、確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積)、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあつては当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一、確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一とする。口からりまでにおいて同じ。)の合計が三十平方メートル以内の場合 九千円

- ロ 床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内の場合 一万五千円
- ハ 床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内の場合 二万三千元
- ニ 床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内の場合 三万七千元
- ホ 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内の場合 六万六千元
- ヘ 床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合 九万四千元
- ト 床面積の合計が二千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合 十九万円
- チ 床面積の合計が一万平方メートルを超え五万平方メートル以内の場合 三十一万円
- リ 床面積の合計が五万平方メートルを超える場合 五十六万円

別表第一の四百二十二の二の項中「第六条第五項、第六条の二第三項」を「第六条の三第一項」に改め、「(前項及び四百二十五の三の項の審査に係るものを除く。)」を削り、同項の下欄中「建築物」の下に「(建築基準法第二十条第二項の規定により一の建築物の部分が別の建築物とみなされる場合にあつては、当該建築物の部分)」を加え、同欄の1中「第二十条第二号イ」を「第二十条第一項第二号イ」に改め、「大臣認定プログラム」の下に「(同項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムをいう。)」を加え、同欄の1のイ中「床面積」の下に「(構造計算適合性判定に係る建築物の部分の床面積に限る。以下この項において同じ。)」を加え、同表四百二十五の項中「第七条の六第一項第一号」の下に「及び第二号」を加え、「仮使用の承認」を「認定」に改め、同表四百二十五の二の項中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改め、同表四百二十五の三の項を削り、同表中四百二十五の四の項を四百二十五の三の項とし、四百二十五の五の項を四百二十五の四の項とし、四百二十五の六の項を四百二十五の五の項とし、四百五十五の三の項の次に次のように加える。

<p>四百五十五の四 建築基準法施行令 (昭和二十五年政令第三百三十八号) 第三百三十七条の十六第二号の規定に基づく移転に関する認定の申請に対する審査</p>	<p>二万七千元</p>
---	--------------

別表第一の四百六十四の二の項の次に次のように加える。